

広島市開発登録簿調書

登録番号

8

当 初 許 可	開 発 許 可		番 号	広島市指令指宅 第 95 号		変 更 許 可	番 号	年 月 日	内 容		
			年 月 日	令和 5 年 6 月 23 日							
	開 発 許 可 を 受 け た 者		住 所	山口県周南市新田二丁目7番53号							
			氏 名	株式会社 菊浜 代表取締役 石丸 朋文							
	工 事 施 行 者		住 所	広島市中区榎町2番14号							
			氏 名	創建工業株式会社 代表取締役 鶴飼 誠晃							
	許可に 基づく 地位の 承継	承継または 受 理	番 号				変 更 許 可				
			年 月 日	令和 年 月 日							
		承継した者	住 所								
			氏 名								
	工事施行者	住 所									
		氏 名									
	承継の原因等										
	開 発 行 為 の 概 要	開発区域に含まれる地域の 名称および地番		広島市安佐北區三八五丁目285番2, 290番1, 296番3, 298番, 299番1, 300番1, 301番1, 301番2, 301番4, 301番5, 301番6, 302番4, 302番5, 384番1, 384番2, 385番1							
		開 発 面 積		2,878.03 m ²							
		予定建築物の用途		事務所・工場							
		宅地区画および戸数		4							
		区域及び 地 域 等	区 域	(市街化区域) 市街化調整区域							
			地域・地区	工業地域							
		法第41条第1項の 制限の内容		○建ぺい率 ○高さの限度 ○容積率 ○壁面の位置 (別紙土地利用計画図のとおり)							
予 定 工 期	着 手	許可の日から 30 日以内 令和 年 月 日		備 考							
	完 了	着手の日から 300 日以内 令和 年 月 日									
工 事 完 了	検 査	広 指 宅 第 243 号 令和 5 年 9 月 14 日									
	公 告	広島市告示第 367 号 令和 5 年 9 月 14 日									